金融機関に対する犯罪利用預金口座等に係る凍結検討依頼及び凍結口座名義人リスト等の運用について（通達乙）

（令和８年３月12日、組対発第121号）

【概要】

特殊詐欺等に利用され又はその疑いのある預貯金口座について、金融機関に対する凍結検討依頼や凍結解除検討依頼の実施要領、金融団体等に対する凍結口座リストの提供、凍結口座リストの運用上の留意事項等の運用要領について指示をした内容です。